



平成 29 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 大垣共立銀行
代 表 者 名 取締役頭取 土屋 嶮
本 店 所 在 地 岐阜県大垣市郭町 3 丁目 98 番地
(コード番号 8 3 6 1 東証・名証各第一部)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 境 敏 幸
Tel 0 5 8 4 - 7 4 - 2 1 1 1 (代表)

新株式発行および自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当行は、平成 29 年 2 月 20 日の取締役会において、新株式発行および自己株式の処分並びに当行株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当行は創立以来 120 年にわたり、「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」という経営理念のもと、地域とともに歩んでまいりました。当行が営業基盤を有する東海地域には、自動車産業を中心とした製造業の集積があり、また航空宇宙産業などの成長産業の集積もあるほか、名古屋駅周辺では平成 39 年に予定されるリニア新幹線開業を見越した経済活動が活発化しており、今後のさらなる成長が期待されています。こうした地域の成長とともに当行は業容を拡大し、この 10 年間で総資産は約 1.5 倍の 5 兆 3,651 億円、貸出金残高は約 1.6 倍の 3 兆 7,588 億円（平成 28 年 9 月末）に成長しました。今後も金融仲介機能を最大限に発揮し、地域の活性化に貢献することが当行の持続的な成長に繋がるものと考えております。

また、当行はキャッシュカードがなくても手のひらだけで利用できる「手のひら認証 A T M」や、車に乗ったまま窓口・A T Mを利用できる「ドライブスルー店舗」など、先進的かつ利便性の高い商品・サービスを他行に先駆けてお届けしております。平成 29 年度には、手のひら認証による窓口取引を可能にするとともに、手のひら認証を活用した「届出印不要の預金口座」「無通帳型総合口座」の取り扱いを開始することで、口座開設から窓口・A T M取引までを手のひらだけで行える新サービスを開始します。お客様目線を徹底したこれらのサービスは、地域の皆さまから高い評価を受けており、平成 27 年 4 月には岐阜県から県の指定金融機関に指定されました。こうした中、当行は平成 28 年 4 月に開始した中期経営計画「V e r y O K B」に基づき、一人ひとりのお客さまに合わせたサービスをお届けすることでお客さまの課題を解決する「地域の課題解決型「総合サービス業」」を目指して具体的な戦略を展開しております。

当行は本資金調達により財務基盤の強化を図ると同時に、手取金を原資として、持続的な成長が見込まれる地域の資金需要に対して積極的にリスクマネーを供給し、自己資本とリスクアセットのバランスの取れた成長を目指します。そして中期経営計画「V e r y O K B」の達成を通じて地方創生の実現に寄与するとともに、独自性の発揮により収益拡大を実現するビジネスモデルを構築してまいります。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行および自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類および数 | 当行普通株式 56,000,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 3 月 1 日(水)から平成 29 年 3 月 6 日(月)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金および資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社および S M B C 日興証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。共同主幹事会社はみずほ証券株式会社および大和証券株式会社とする。また、ブックランナーはみずほ証券株式会社が務める。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当行に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成 29 年 3 月 8 日(水)から平成 29 年 3 月 13 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 1,000 株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 募集株式の種類および数 | 当行普通株式 5,000,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。 |

ご注意:この文書は、当行の新株式発行および自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、一般募集における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当行に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成29年3月8日(水)から平成29年3月13日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 払込金額、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当行株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.をご参照)

- (1) 売出株式の種類および数 当行普通株式 9,000,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格および処分価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当行株主から9,000,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 1,000株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1.をご参照)

- (1) 募集株式の種類および数 当行普通株式 9,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円

ご注意:この文書は、当行の新株式発行および自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目録見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 29 年 3 月 27 日（月）
- (6) 払 込 期 日 平成 29 年 3 月 28 日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当行の新株式発行および自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当行株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」および「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当行株主から 9,000,000 株を上限として借入れる当行普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、9,000,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当行株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当行は平成 29 年 2 月 20 日(月)の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当行普通株式 9,000,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 29 年 3 月 28 日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 29 年 3 月 22 日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当行普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当行普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当行株主からの当行普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資および第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|----------------------|---------------|----------------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 353,318,975 株 | (平成 29 年 2 月 20 日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 56,000,000 株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 409,318,975 株 | |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 9,000,000 株 | (注) |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 418,318,975 株 | (注) |
- (注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行および自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目録見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

- (1) 現在の自己株式数 5,615,703株 (平成29年2月20日現在)
- (2) 処分株式数 5,000,000株
- (3) 処分後の自己株式数 615,703株

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集および第三者割当増資に係る手取概算額合計上限30,229,900,000円について、平成29年9月までに全額を貸出金等運転資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の公募増資にともない、財務体質の強化による成長原資の拡充を行い、お客様のニーズに対応したより魅力ある金融商品・サービスを提供することにより、中・長期的な収益の拡大につながるものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当行は、経営の健全性の維持・内部留保による財務体質の強化を図りつつ、株主の皆さまへ安定的な配当を実施することを利益配分の基本的な方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当行は、上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に基づき、業績の状況や経営環境等を総合的に勘案した上で、配当の決定をしております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化につなげるとともに今後の有効投資に利用していきたいものと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
1株当たり連結当期純利益	27.13円	32.44円	40.85円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	7.00円 (3.50)	7.00円 (3.50)	8.00円 (3.50)
実績連結配当性向	25.8%	21.5%	19.5%
自己資本連結当期純利益率	4.3%	4.6%	5.3%
連結純資産配当率	1.1%	0.9%	1.0%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権および非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行および自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当行は会社法の規定に基づく株式報酬型ストック・オプション制度を採用しております。

なお、一般募集および第三者割当増資後の当行の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は0.11%です。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成22年6月24日	38,600株	1円	131円	平成22年7月28日から 平成27年7月27日まで
平成23年6月22日	73,800株	1円	116円	平成23年7月27日から 平成28年7月26日まで
平成24年6月20日	64,200株	1円	126円	平成24年7月27日から 平成29年7月26日まで
平成25年6月18日	68,300株	1円	145円	平成25年7月27日から 平成30年7月26日まで
平成26年6月23日	74,400株	1円	137円	平成26年7月29日から 平成31年7月28日まで
平成27年6月24日	53,400株	1円	216円	平成27年7月29日から 平成32年7月28日まで
平成28年6月22日	84,400株	1円	158円	平成28年7月27日から 平成33年7月26日まで

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	342円	285円	381円	342円
高 値	374円	422円	534円	478円
安 値	251円	263円	324円	266円
終 値	282円	380円	340円	452円
株価収益率	10.39倍	11.71倍	8.32倍	—

(注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. 平成29年3月期の株価については、平成29年2月17日(金)現在で表示しております。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当行はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集

ご注意:この文書は、当行の新株式発行および自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当行普通株式および当行普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資および株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行および新株予約権の権利行使による当行普通株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当行の新株式発行および自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。